

司法試験

赤木式！論文問題実践演習の学習法

れっく **LEC** 東京リーガルマインド



0 001213 190113

LM19011

～入門講座修了生から予備試験・司法試験など全ての受験生必見！～赤木式！論文問題実践演習の学習法

第1 今後の学習方針等（入門修了生を念頭）

入門修了後の学習の目標

論文 本番で何が出ても一応の水準にたどりつく

短答 本番で何が出ても法律科目で80%を確保する

↓

いつまで？

予備・・・2020年5月に短答、7月に論文

LS・・・2019年夏以降、順次（ほぼ全校論文）

↓

やるべきこと 論文力の底上げ＋論文対策知識の補充・穴埋め

短答力の底上げ＋短答知識の新規インプット・穴埋め

(+αとして、予備対策だと一般教養＋実務基礎)

↓

受験までの大まかな月単位のスケジュールを作成し、実行していく

(バック講座ある場合は、どの段階で受講するか、自分の私生活上のスケジュールを勘案しながら決めていく)

第2 合格答案作成講座の概要（講義に臨むに当たって）

0 講義編（論文用知識の総確認）と答案作成編（問題検討）

答案作成編を柱に、講義編は弱点の発見・克服に役立てを

答案作成編の準備が大変→時間の多くはこちらにあてる（以下の説明も）

1 ほぼ全回、論文問題の検討

テキスト：論文問題集＋α（新司、予備、旧司）

→問題集は講義の早い段階で以下のランク付け

(1)必須（A.重要難問）、(2)推奨（B.重要）、(3)任意（C.平易 or 傾向外）

2 講義前の準備

全科目、最後の1～2回は+αの問題の予定

→事前準備としては、扱う予定範囲の問題につき、（できれば時間制限して）答案構成メモ作成（自分が分かればよい→板書するメモ参照）

※答案構成・・・自分がそこから一定の答案を作成できるためのメモ。
慣れれば、どんどん短くなって省略も可能になる）

※検討の際、詰まった部分、よく分からなかった部分、自身の無かった部分をはっきりしておく（※ノートの取り方）

+時間あれば、原因も考え、メモを＝概ね①読み違い②知識不足③応用箇所
→②なら入門該当箇所の復習も

3 講義後の復習

講義前の準備でばっちり自信持って解けた問題で、私の答案構成とほぼ合致なら復習不要

自信持って解けなかった問題について再検討→原因が①②なら知識再確認すれば解けるはず、③の場合、私の答案構成見て、どういう着眼点からそこにたどり着けるかの確認→その着眼点の可視化（ノート化推奨）

第3 論文検討の方法（確立すべき論文検討力）

基本的に、全科目、

①時系列の整理

②原告側の求める効果に関し、条文・判例から要件充足性検討（論点ではない）

③被告側の否認ないし（条文・判例から）抗弁要件充足性を検討（否認＞抗弁）

④原告側の抗弁への否認又は再抗弁以下あれば③同様に検討

困ったときは、当事者目線と条文（+α）至上主義が鍵。

※ まずは原告側の主張を網羅。

解釈論は、結論を左右するなら、どの要件の話か特定し、理由と結論簡潔に

(急ぐときは判例の結論のみ定義的に書いてもOK)

論点よりも争点を。

- ※ 条文の指摘を怠らない。項・号まできちんと
- ※ 定義の重要性 (あいまいな要件と刑法)
- ※ 反対説批判・問題提起はNot必須 (むしろ不要)
- ※ 抽象的要件へは事実評価を重視

事実評価のポイント

…比較、当事者 (or 一般人) 目線、組合せ、時間場所での切り取り等

- ※ 未知の解釈論・・・趣旨から。趣旨=誰のどんな利益、を可及的に明示
- ※ 悩むべきポイント (結論が両方向どちらもいける場合) は、悩みを見せる
(「確かに・・・しかし・・・」論法)

第4 実践～旧司 H14-1

Aは、妻とともに、子B (当時18歳) の法定代理人として、Cに対し、Bが祖父からの贈与により取得した甲土地を、時価の500万円で売却して引き渡し、所有権移転の登記をした。Aは、妻の了解の下に、その売却代金を、AのDに対する500万円の債務の弁済に充てた。Aは、Dに弁済する際、甲土地の売却代金により弁済することを秘していたが、Dは、そのことを知っていた。AがDに弁済した時、A夫婦は無資力であった。その後、Bは、成人した。

1 A夫婦が売却代金をAのDに対する債務の弁済に充てるために甲土地を売却したものであり、Cは、甲土地を買い受ける際、そのことを知っていた場合において、次の各問について論ぜよ。

- (1) Bは、Cに対し、甲土地の返還を請求することができるか。
- (2) CがBに対して甲土地を返還したとき、Cは、Bに対し、500万円の支払を請求することができるか。

2 A夫婦が売却代金をBの教育資金に用いるつもりで甲土地を売却したが、売却後に考えが変わり 売却代金をAのDに対する債務の弁済に充てた場合において、Bは、Dに対し、500万円の支払を請求することができるかについて論ぜよ。

れっく LEC 東京リーガルマインド

著作権者 株式会社東京リーガルマインド

(C) 2019 TOKYO LEGAL MIND K. K. , Printed in Japan

無断複製・無断転載等を禁じます。

LM19011